

令和 8 年 定例会 6 月 定期議会

総務企画常任委員会調査報告書

令和 8 年 6 月 18 日

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和8年2月2日～令和8年6月1日

日時	活動区分	内 容	頁
2.2 (月) 15:02～15:28	委員間討議	《委員のみ》 ■2月定期議会中における委員会並びに分科会日程について ■常任委員会調査報告書について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員5名	—
2.12 (木) 10:00～13:54	委員間討議	《委員のみ》 ■常任委員会及び分科会審査に係る議案審査の進め方について ■行政視察の振り返りについて 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員5名	—
2.24 (火) 15:21～17:00	所管事務調査①	《まちづくり推進部》 ■第三次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について ■第3次登米市空き家等対策計画(案)について ■登米市移住・定住促進基本方針(案)について ■登米市シティプロモーション基本方針(案)について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員5名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか4名	6
2.26 (木) 9:59～16:00	委員間討議	《委員のみ》 ■令和8年度各種会計に係る予算審査の進め方について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員5名	—

日時	活動区分	内 容	頁
2.27(金) 10:33~11:00	所管事務調査②	《総務部》 ■子ども・子育て支援金制度について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員5名 総務部 阿部総務部長ほか4名 市民生活部 名生国保年金課長ほか1名	—
3.6(金) 13:26~14:07	所管事務調査③	《会計課》 ■一時借入金限度額の増額について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員5名 会計課 金澤会計管理者ほか1名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか3名	13
3.17(火) 13:00~15:30	行 政 視 察	【視察先：東北電力女川原子力発電所】 ■緊急時の対応について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員4名	15
3.24(火) 14:00~15:50	所管事務調査④	《上下水道部》 ■登米市上下水道事業ビジョン（案）について ■漏水修理に伴う賠償金について ■水質検査共同化支援業務について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員4名 上下水道部 小林部長ほか6名	19
4.3(金) 14:58~16:43	委 員 間 討 議	《委員のみ》 ■令和8年度年間活動計画について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員5名	—

日時	活動区分	内 容	頁
5.14 (木) 10:00～15:24	所管事務調査⑤	《上下水道部》 ■水道料金及び下水道使用料等の在り方について ■保呂羽浄水場再構築事業の進捗状況について ■登米市・栗原市・気仙沼市・南三陸町3市1町水質検査共同化事業について ■みやぎ県北広域汚泥肥料化事業について ■市管理浄化槽の譲与について ■公共下水道事業計画の変更に伴う経営規模の見直しについて 《総務部》 ■市政施行20周年記念事業の実績について ■第5次登米市定員適正化計画の概要について ■災害時双方向情報伝達システム化事業の概要について 《まちづくり推進部》 ■市外病院移動支援実証実験事業の概要について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員5名 上下水道部 高橋部長ほか6名 総務部 千葉部長ほか7名 まちづくり推進部 新田部長ほか4名	20

日時	活動区分	内 容	頁
5.19（火） 13:15～15:35	所管事務調査⑥	≪総務部≫ ■公共施設等総合管理計画の進捗状況について ≪まちづくり推進部≫ ■登米市自家用有償旅客運送実証運行自動車条例の概要について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員 6 名 総務部 千葉部長ほか 6 名 まちづくり推進部 新田部長ほか 4 名	—
	検 討	≪委員のみ≫ ■ロードマップの確認について 〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員 4 名	

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査①】

1. 日 時：令和8年2月24日（火） 午後3時21分～午後5時

2. 場 所：迫庁舎3階 第1委員会室

3. 事 件

＜まちづくり推進部＞

- （1）第三次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
- （2）第3次登米市空き家等対策計画（案）について
- （3）登米市移住・定住促進基本方針（案）について
- （4）登米市シティプロモーション基本方針（案）について

4. 出席者：委員長 熊谷 和弘、副委員長 伊藤 善博、
委 員 日下 俊、武田 節夫、鈴木 実、曾根 充敏
欠席者：委 員 及川 圭助

（まちづくり推進部）部長 佐藤 靖、
次長兼まちづくり推進課長 遠藤 林市、
まちづくり推進課 課長補佐 高橋 和広、
まちづくり推進課
主幹兼まちづくり推進係長 大久保 潤一、
まちづくり推進課 主幹 武田 宏美

（議会事務局）主幹兼政策・改革係長 主藤 貴宏

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

■第三次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について

（概 要）

第三次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のため、庁内会議での検討や総合計画審議会による審議、市民意見の公募を実施し、市民意見を踏まえ、総合戦略（案）に反映させ修正した内容と、総合戦略（案）に関連する内閣府が示した地域再生計画について説明を受けた。

1. 市民意見公募の状況

- （1）募集期間 令和8年1月5日（月）～2月5日（木）
- （2）募集結果 意見提出者 5名
意見合計 21件
（この他、受付期間を過ぎてから提出され、対象外とした意見等2名／8件）

2. 総合計画審議会や市民意見公募等の意見の反映

- （1）主な反映内容
 - ・スマート農業の取り組みの追記
 - ・デジタル技術の活用による市民の利便性の向上の取り組みの追記
 - ・デジタルディバイド対策の追記
 - ・数値目標の時点追加 など

3. 地域再生計画

（1）制度概要

地域経済の活性化や雇用創出、住民生活の向上を目的とした国の支援制度で、地方公共団体が作成する具体的な実行計画が「地域再生計画」

（2）計画策定の必要性と認定

地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政的な支援措置を活用することができる。

（3）地域再生計画との関連

①地域再生計画の名称

第3期登米市まち・ひと・しごと創生推進計画

②支援措置を適用して行う事業

企業版ふるさと納税を行った法人に対する税制上の特例措置

③事業内容

第三次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を基に作成

※地域再生計画認定申請は、令和8年1月26日付けで提出済

(所 見)

地方創生は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的としている。

本計画の期間も国の計画に合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、5年目に必要に応じて見直しを行うこととしている。令和7年度までの第2次総合戦略におけるそれぞれの基本目標の達成率や達成度は、高いとは言えないと評価するものである。

総合戦略の策定はゴールではなく、将来に向けてのスタートであると捉え、その目標達成に向けて取り組まれない。

■第3次登米市空き家等対策計画（案）について

（概 要）

第3次登米市空き家等対策計画（案）について、庁内会議での検討や市民意見の公募を実施し、市民意見などを踏まえ、計画案に反映させ修正した内容の説明を受けた。

1. 市民意見公募の状況

- （1）募集期間 令和7年12月3日（水）～令和8年1月6日（火）
- （2）募集結果 意見合計 4件

2. 市民意見公募や庁内会議等での意見の反映

- （1）主な反映内容
 - ・目次の見出しに小見出しの追加
 - ・空き家等の実態調査結果がまとまったことによる数値の追加
 - ・倒壊の恐れのある判定割合を示した円グラフの追加
 - ・文言の適正化

3. 計画の目標

空き家等の発生や増加の抑制を図ることが重要であり、空き家等の発生
の抑制及び適正な管理の促進については、空き家等の所有者が自らの責任
により対応することが前提となるが、空き家にならない取組が重要である
ことから、所有者の意識の向上と理解増進を図っていくこととする。

また、令和12年度における空き家の増加率については、令和7年度調
査の20%を下回るよう目指す。

（所 見）

本計画の目標値として、次回の令和12年度における空き家の増加率を20%
より下回ることを目指すとしている。

空き家等に関する問題は多岐にわたることから、市民からの情報提供等の協
力をお願いするとともに、庁内においては、関係部署がさらに連携し、目標達成
に向けて取り組まれない。

また、本市の空き家等の適正管理に関する条例は、議員提案の条例であるが、
国の法令と乖離している部分があるため、見直しについて本常任委員会におい
て取り組んでいく必要がある。

■登米市移住・定住促進基本方針（案）の概要について

（概 要）

平成 28 年 1 月に、登米市移住・定住促進基本方針を策定し、移住定住に関する施策に取り組んできたが、人口減少と少子高齢化が進み、地域経済や市民生活への影響が懸念されていることから、持続的なまちの活力を創出していくための施策が喫緊の課題であると捉えている。

本方針は、5 年ごとに見直し、移住人口の増加と定住人口の減少抑制に向けた移住定住促進施策を戦略的かつ重点的に取り組んでいくもので、第三次登米市総合計画で掲げるまちづくりを実現するに当たり、その基盤となる移住定住促進に向けた取組を進めるための指針である旨の説明を受けたもの。

1. 目 標

10 年間で 1,000 人の移住者の創出

（第三次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に記載）

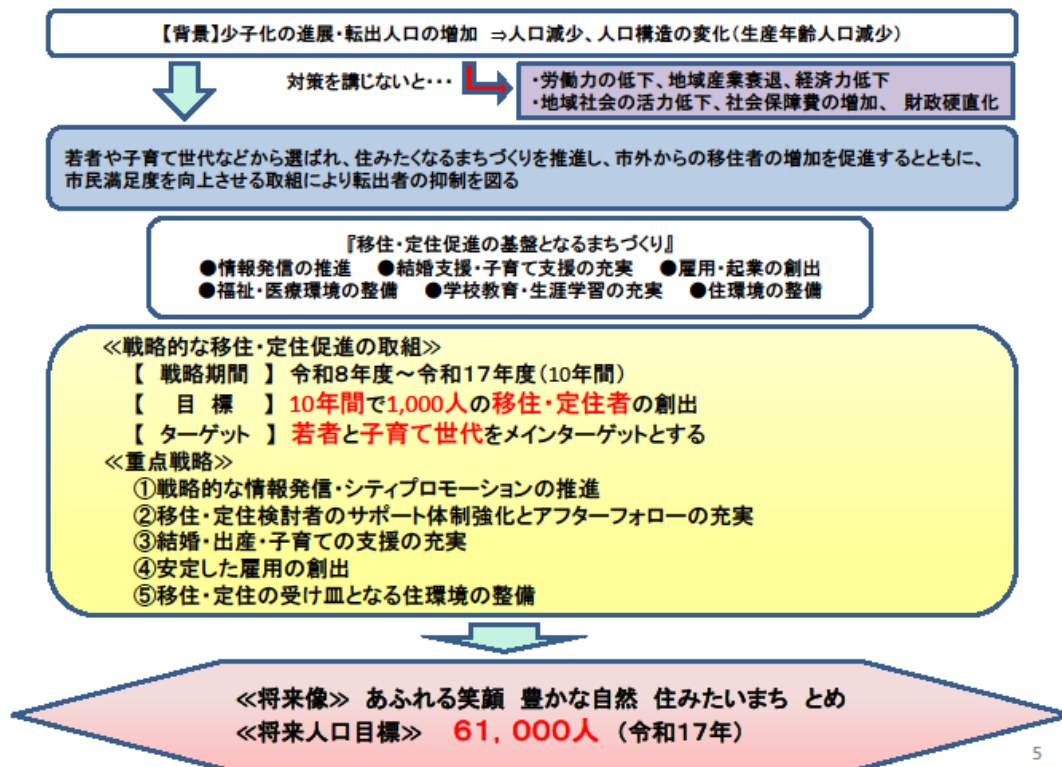
2. 人口の推移

- ・国勢調査による本市の総人口は減少傾向で、令和 2 年度では 76,037 人
- ・国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年に公表した推計値では、令和 32 年には 43,781 人となる予想

3. 人口減少の原因及び影響

人口の自然減少と社会減少が同時に進行すれば、労働力不足や地域コミュニティの機能低下など、地域商店街の衰退や経済力の低下を招く恐れにつながることが懸念される。

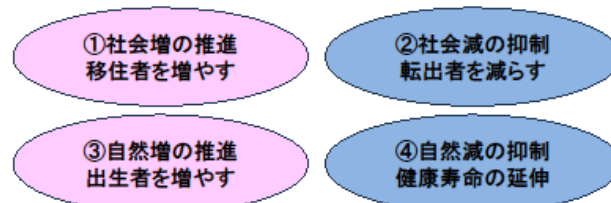
4. 移住・定住促進基本方針のイメージ



5. 人口減少抑制の方策

人口減少抑制の方策

人口減少を抑制するための方策としては、大きく①移住者を増やす(社会増の推進)ための施策、②転出者を減らす(社会減の抑制)ための施策、③出生者を増やす(自然増の推進)ための施策、④健康寿命の延伸(自然減の抑制)のための施策という4つの方法に分けて考えることができます。



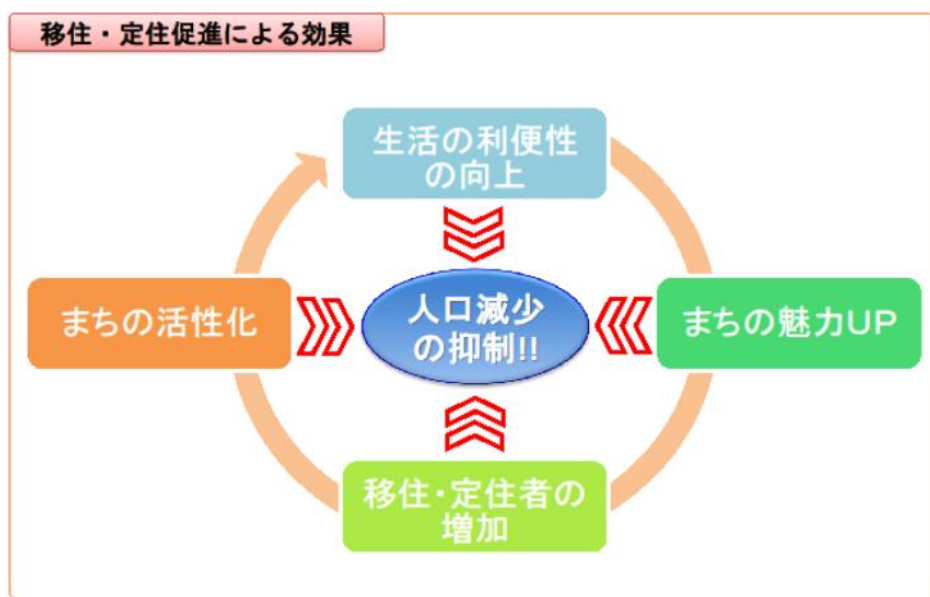
総合計画で定めているまちづくりの基本理念のもと、多くの人に「登米市を訪れてみたい」、「登米市に住んでみたい」「登米市で仕事をしてみたい」と思ってもらえる“選ばれるまちづくり”に取り組みむとともに、新たな人の流れを創出することで「活力を生み出すにぎわいづくり」の実現を目指します。

また、移住者の増加や、転出抑制を図る移住・定住施策は、子育て支援や出生数の増加、長寿支援の推進、本市の魅力向上を資する施策とも密接に関連することから、各分野の方針・計画・戦略等と連携・補完し合いながら施策を推進し、人口減少による負のスパイラルを好循環のサイクルへと転換していかなければなりません。

6. 重点的な取組

- (1) 戦略的な情報発信・シティプロモーションの推進
- (2) 移住・定住検討者へのサポート体制強化とアフターフォローの充実
- (3) 結婚・出産・子育て支援策の充実
- (4) 安定した雇用の創出
- (5) 移住・定住の受け皿となる住環境の整備

7. 移住・定住促進による効果



(所 見)

本市においても、人口減少と少子高齢化が進むことで、地域経済や市民生活への影響が懸念されており、持続的にまちの活力を創出していくための施策が喫緊の課題となっている。このことから「本方針」を見直し、引き続き、移住人口の増加と定住人口の減少抑制に向けた施策を戦略的かつ重点的に取り組むものである。

目標を「10年間で1,000人の移住者の創出」とし、令和17年の将来人口目標を61,000人としている。基本方針のイメージとしては、若者と子育て世代をメインターゲットとしている。本指針は「第三次登米市総合計画」で掲げるまちづくりを実現するための基盤と位置付けている。

このことから「なんとしても本指針の目標を達成する」との気概を持って取り組まれない。

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和8年3月6日（金） 午後1時26分～午後2時07分

2. 場 所：迫庁舎3階 第1委員会室

3. 事 件

＜会計課＞

（1）一時借入金限度額の増額について

4. 出席者：委員長 熊谷 和弘、副委員長 伊藤 善博、
委 員 武田 節夫、鈴木 実、曾根 充敏、及川 圭助
欠席者：委 員 日下 俊

（会計課） 会計管理者兼契約検査管理監兼会計課長 金澤 正浩、
会計課 課長補佐兼出納係長 佐藤 美紀

（まちづくり推進部）部長 佐藤 靖、
財政経営課長 高倉 徹、
財政経営課 課長補佐兼財政一係長 金澤 健治、
財政経営課 主幹兼財政二係長 高橋 秀人

（議会事務局）主幹兼政策・改革係長 主藤 貴宏

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

■一時借入金限度額の増額について

(概 要)

年度末にかけて支払資金に不足が生じる見込みとなり、一時借入金として 40 億円を借りる必要が生じたもので、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項に基づき、借入最高額を 15 億円としていたものを、借入必要額との差額の 25 億円を追加し、最高額を 40 億円に引き上げるについて説明を受けた。

1. 内容

例年、支払計画で支払資金に不足が見込まれた場合は、基金からの繰替運用を行っているが、基金会計は出納閉鎖期間がなく、年度会計締め日が 3 月 31 日となり、繰替運用額を 3 月末までに戻し入れることとなる。

一般会計の令和 8 年 3 月末の資金残高見込みでは、支出に基づいた国・県支出金などが出納整理期間に入ってから収入されるなど、収入と支出のタイミングのずれが多額となり、繰替運用額を基金へ戻し入れる資金が一時的に確保できないため、不足する 40 億円について金融機関から一時借入れることが必要となったもの。

2. 借入期間 令和 8 年 3 月 30 日から 4 月 2 日まで 4 日間

3. 返済資金

3 月 31 日に収入予定の各交付金約 19 億円と基金から 21 億円の繰替運用を 4 月 1 日に行い、返済資金を確保する。

なお、繰替運用する 21 億円は、5 月末までに市に収入される国・県支出金などを原資に戻し入れる予定。

(所 見)

これまでの一時借入の限度額は 15 億円であったが、今回 25 億円を補正するものである。

地方債や各種事業交付金、基金からの繰り入れで凌いでいき、繰替運用は 5 月末までに国・県支出金などを原資に戻し入れをする予定としている。

4 日間の借入だが、毎年予算の硬直化が進んでいるようである。

今後、さらに資金繰りが悪化する懸念もあることから、ふるさと納税等の増収など収入増の方策とさらなる経費削減が喫緊の課題である。

【行政視察】

1. 期 間：令和8年3月17日（火）
2. 訪 問 先：東北電力女川原子力発電所
3. 視察内容：緊急時の対応について
4. 出 席 者：委員長 熊谷 和弘、副委員長 伊藤 善博、
 委 員 武田 節夫、鈴木 実、曾根 充敏
 随 行 議会事務局 局長補佐兼議事・庶務係長 浅井 顕裕
欠 席 者：委 員 日下 俊、及川 圭助
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

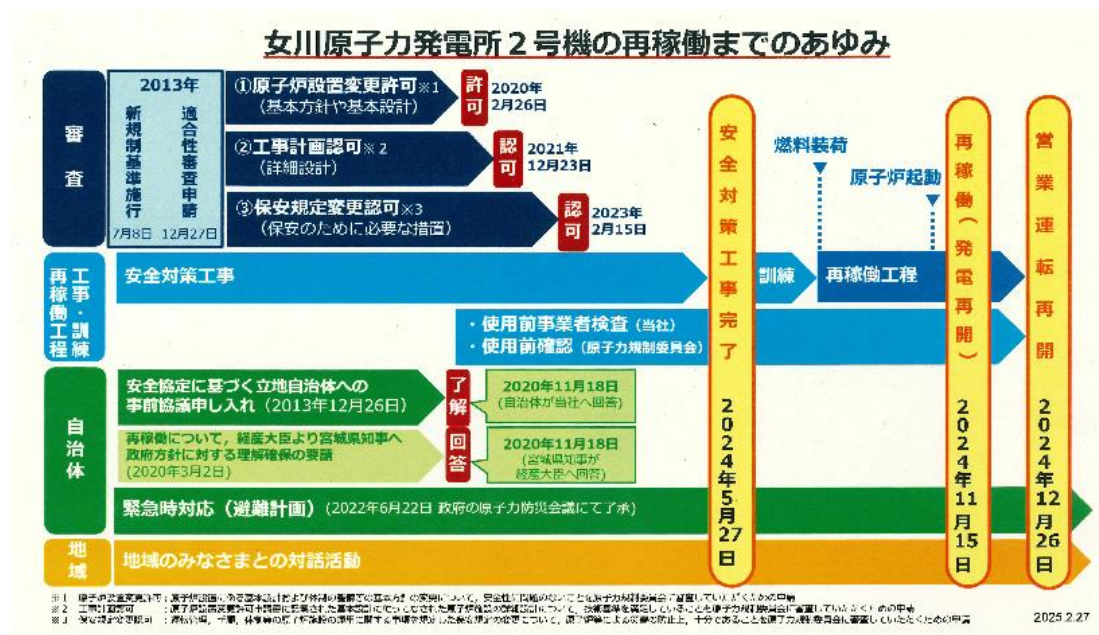
■緊急時の対応について

(概 要)

女川原子力発電所は、東日本大震災以降稼働を停止していたが、各種安全対策工事を実施し、令和6年11月15日に再稼働、同年12月26日には営業運転再開となった。

女川原子力発電所における緊急時の対応について、現地において確認してきたもの。

1. 再稼働までのあゆみ



2. これまで実施されてきた主な安全対策

(1) 地震・津波対策

- ①海抜 29m、全長 800mの防潮堤の建設
- ②耐震工事（発電所敷地周辺の基準値振動を 1,000 ガルと想定）

(2) 電源の確保

- ①軽油タンクを地下式としたガスタービン設備を高台に設置
- ②電源車の追加配備

(3) 原子炉冷却機能の確保

- ①1万トンの淡水貯水槽を高台に設置
- ②大容量送水ポンプ車の配備

(4) 事故の影響抑制

- ①水素再結合装置の設置（燃料破損により発生した水素の蓄積を抑制）
- ②フィルター付き格納容器ベント装置設置（放射性物質の放出量を 1,000

分の 1 以下に抑制)

3. 確認事項

(1) 緊急時対策建屋について

大規模な原子力災害が発生した場合の現地対策本部となる指揮所機能の強化を目的に、緊急時対策建屋を設置し、建屋内に電源設備、通信連絡設備、居住性等を確保している。

- ①構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造
- ②階 数：地下 2 階、地上 2 階立て
- ③延床面積：約 4,000 m²
- ④収容人数：最大 200 名

(2) 訓練センターについて

シミュレーターを用いた事故収束訓練や、模型バルブを用いた訓練を随時実施しているとのこと。

(3) 乾式貯蔵施設について

使用済燃料プールで十分に冷却された使用済燃料を収納したキャスク（金属製の乾式貯蔵容器）を空気の自然対流で冷却する施設で、水や電気を使用しないため、安全性にも優れているとのこと。

①施設設置理由

2 号機の使用済燃料プールは、再稼働から 4 年程度で貯蔵容量の上限に達する見込みであり、使用済燃料を女川原発から搬出するまでの間、一時的に発電所敷地内に貯蔵するため

②設置予定

- ・乾式貯蔵施設の建屋は 2 棟
- ・令和 8 年 5 月から工事を開始し、1 棟目は令和 10 年 3 月、2 棟目は令和 14 年 6 月の運用開始を予定

③安全対策

- ・海拔 35～37m に設置するため、津波の影響を受けない
- ・防火帯を 20m 幅で設置

④収納可能量

- ・使用済燃料 69 体を収納するキャスクを 20 基収納可能（第 1 棟 8 基、第 2 棟 12 基）
- ・貯蔵容量は、2 棟合わせて女川 2 号炉燃料の約 250% 相当分（使用済燃料 1,380 体分）



PRセンター内で職員から説明を受ける



PRセンター玄関前にて

(所 見)

本市は東北電力女川原子力発電所のUPZ 圏内自治体であることから、同事業所に出向きその安全管理を視認した。

女川原発において、これまでも、設備的な安全対策を中心に何度か調査を実施している。今回は主に、人による安全管理に重点を置き、関連施設の現場確認とともに説明を受けた。

緊急時対応建屋は、重大アクシデント発生時の最前線基地にあたる施設である。重厚な扉によって仕切られた施設内では、事故発生時の統制管理体制を確認した。また、訓練室には実物模型など、実際と同様の手順で訓練ができるなどの環境も確認した。

原子力事故は想定出来得る限りの対策が必要である。我々も、関係自治体として常日頃からのチェック体制を働かせるとともに、避難計画などの一層の充実を図り、危機管理体制を高めたい。

【所管事務調査④】

1. 日 時：令和8年3月24日（火） 午後2時～午後3時50分

2. 場 所：迫庁舎3階 第1委員会室

3. 事 件

＜上下水道部＞

（1）登米市上下水道事業ビジョン（案）について

（2）漏水修理に伴う賠償金について

（3）水質検査共同化事業について

4. 出席者：委員長 熊谷 和弘、副委員長 伊藤 善博、

委 員 鈴木 実、曾根 充敏、及川 圭助

欠席者：委 員 日下 俊、武田 節夫

（上下水道部）部長 小林 和仁、

次長兼下水道施設課長 高橋 浩昭、

参事兼経営総務課長 佐々木 隆、

水道施設課長 高橋 広人、

下水道施設専門監督 須田 英樹、

経営総務課 課長補佐 菅原 直樹、

経営総務課 主幹兼経営管理係長 小竹 顯

（議会事務局）主幹兼政策・改革係長 主藤 貴宏

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

【所管事務調査⑤】

1. 日 時：令和8年5月14日（木） 午前10時～午後3時24分

2. 場 所：迫庁舎3階 第1委員会室

3. 事 件

＜上下水道部＞

- （1）水道料金及び下水道使用料等の在り方について
- （2）保呂羽浄水場再構築事業の進捗状況について
- （3）登米市・栗原市・気仙沼市・南三陸町3市1町水質検査共同化事業について
- （4）みやぎ県北広域汚泥肥料化事業について
- （5）市管理浄化槽の譲与について
- （6）公共下水道事業計画の変更に伴う経営規模の見直しについて

＜総務部＞

- （1）市政施行20周年記念事業の実績について
- （2）第5次登米市定員適正化計画の概要について
- （3）災害時双方向情報伝達システム化事業の概要について

＜まちづくり推進部＞

- （1）市外病院移動支援実証実験事業の概要について

4. 出席者：委員長 熊谷 和弘、副委員長 伊藤 善博、
委 員 日下 俊、鈴木 実、曾根 充敏、及川 圭助
欠席者：委 員 武田 節夫

（上下水道部）部長 高橋 一真、
次長兼下水道施設課長 高橋 浩昭、
参事兼経営総務課長 佐々木 隆、
水道施設課長 高橋 広人、
下水道施設専門監督 須田 英樹、
経営総務課 課長補佐 佐久田 博之、
経営総務課 主幹兼経営管理係長 小竹 顯

（総務部）部長 千葉 昌彦、
次長兼市長公室長 菅原 智弘、
危機管理監 後藤 光彦、
人事課長 小野寺 祐喜、

防災危機対策室 星名 輝紀、
市長公室 副参事兼室長補佐 伊藤 達也、
市長公室 室長補佐兼秘書総務係長 佐藤 旭信、
人事課 課長補佐 佐藤 克博

(まちづくり推進部) 部長 新田 公和、
次長兼まちづくり推進課長 伊藤 宏一、
市民協働課長 千葉 道宏、
まちづくり推進課 課長補佐 高橋 和広、
市民協働課 課長補佐兼地域交通・交流係長
木村和志

(議会事務局) 主幹兼政策・改革係長 川村 好伸

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

■水質検査共同化支援事業について（令和８年３月２４日）

■登米市・栗原市・気仙沼市・南三陸町３市１町水質検査共同化事業について
（令和８年５月１４日）

（概 要）

水道法に基づく水質検査業務を適切かつ持続的に実施しながら、住民に対して安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給するため、気仙沼市、栗原市、南三陸町及び本市の４市町での水質検査の共同化を目指し、令和９年度からの運用開始を想定していることから、水質検査業務の共同化に向けた協議資料作成の支援業務を行う旨の説明を受けた。

１．水道広域化とは

現在、市町村等がそれぞれ単独で行っている業務、施設の運転等について、区域を越えて、他の市町村等と共同で行うことと、あるいは水道事業を行う事業者そのものを統合すること等である。

今回目指すものは、管理の一体化である。

２．広域化の現状

水道事業の経営は年々厳しくなっている状況であり、国では、平成３０年度に水道法を改正し、市町村域を超えた広域連携の推進を水道経営基盤強化策の１つに掲げた。

県では、令和４年度末に宮城県水道広域化推進プランを策定し、比較的取り組みやすい連携策から、段階的に広域化を進めていく方向性が示されている。

３．水質検査を取り巻く課題

（１）ヒト（人材・体制）の観点：

専門知識や資格を有する職員の確保が年々困難

（２）モノ（施設・設備・業務基盤）の観点：

検査機器や検査施設の維持管理・更新を単独で行う必要があり、負担が大きい

（３）カネ（財政・コスト）の観点：

単独であれば、検査件数が限られているため、固定費（人件費・設備費）を分散できず、単価が高止まりする。将来的なコスト上昇リスク（人件費の増加、機器更新費用、委託費の上昇など）により、今後さらなる経費増が見込まれる。

⇒ 相互の共通課題解決に向け、４市町での共同水質検が有効と判断

4. 支援業務委託内容

- (1) 各種調整項目の検討
- (2) 業務実施体制に関する検討
- (3) 本協定書（案）、仕様書（案）の作成
- (4) 共同化検討会議、資料作成及び支援 など

(所 見)

水道の水質検査について、3市1町での協議が進んでいることから、2回にわたり調査した。

本件は、これまで登米市水道の単独事業として行っていた水質検査について同様の取り組みを行っていた隣接（気仙沼市、栗原市、南三陸町）水道事業体と共同で実施することにより、経営基盤強化策の一つとして取り組むものである。

これまでに、水道法改正や県水道広域化推進プランの策定に加え、連携などによるスケールメリットを推進する環境が整えられてきた。

今回の取り組みは、経営基盤強化につながるものとして期待すると同時に、水質検査場として本市施設が見込まれているとのことであり、業務実施の公正性をしっかり担保しながら確立されたい。